

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について (平成 20 年 4 月)

食品安全委員会が行った食品健康影響評価（リスク評価）が、食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、食品安全基本法第 23 条第 1 項第 4 号に基づき、食品健康影響評価の結果に基づく関係行政機関（リスク管理機関）の施策の実施状況について、調査を行った。

なお、本調査については、前回までの調査（第 1 回（平成 16 年 6 月報告）、第 2 回（同年 12 月報告）、第 3 回（平成 17 年 10 月報告）、第 4 回（平成 18 年 4 月報告）、第 5 回（平成 18 年 10 月報告）、第 6 回（平成 19 年 4 月報告）及び第 7 回（平成 19 年 10 月））に引き続き、8 回目の調査である。

今回の調査対象は、食品安全委員会が食品健康影響評価を行い、平成 19 年 4 月から平成 19 年 9 月までの間に厚生労働省、農林水産省に対してその結果の通知を行った評価品目（5 分野、83 品目）とした。

添加物 6 品目、農薬 30 品目、動物用医薬品 32 品目、遺伝子組換え食品等 13 品目、新開発食品 2 品目

また、前回までの調査において、具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（7 分野、41 品目）についても調査を行った。

添加物 3 品目、農薬 2 品目、動物用医薬品 15 品目、化学物質・汚染物質 9 品目、器具・容器包装 2 品目、新開発食品 6 品目、肥料・飼料 4 品目

調査は、評価結果の通知を行った関係行政機関から、対象の評価品目ごとに「リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート」（別添）による報告（平成 20 年 3 月 31 日現在）を受けることで行った。

《施策の実施状況》

分野別に、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況を整理すると、以下のとおりである。

なお、前回の調査品目において、前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったものについても、その後の進捗状況等を整理した。

【化学物質系評価グループ】

1 添加物

食品安全委員会は、添加物の新規指定、使用基準等の設定に当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、6品目の添加物の食品健康影響評価を行った。

これらについては、評価結果に基づき、以下の対応がとられている。

① 評価の結果、一日摂取許容量（ADI）が設定されたもの

〔4品目〕

- ・ポリソルベート20
- ・ポリソルベート60
- ・ポリソルベート65
- ・ポリソルベート80

（施策の概要）

ポリソルベート20、同60、同65及び同80については、規格基準を改正し、対象品目ごとの使用基準が設定された。なお、関係告示に関しては、平成20年4月頃に策定予定とされている。

② 適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を特定する必要がないと評価されたもの

〔2品目〕

- ・ケイ酸カルシウム
- ・L-アスコルビン酸カルシウム

（施策の概要）

ケイ酸カルシウム及びL-アスコルビン酸カルシウムについては、規格基準を改正し、成分規格が設定（ケイ酸カルシウムについては、併せて使用基準）された。なお、ケイ酸カルシウムについては、①対象食品として母乳代替食品及び離乳食品に使用してはならないこと、②使用量は食品の2.0%以下でなければならない（ただし、微粒二酸化ケイ素と併用する場合は、それぞれの使用量の和が食品の2.0%以下でなければならないこと）とされた。

なお、関係告示に関しては、それぞれ平成20年4月頃に策定予定とされている。

【前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの】

ネオテーム（一日摂取許容量（ADI）が設定されたもの）及びブタナール（食

品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたもの)については、添加物としての指定がされ、ネオテームについては、規格基準を改正し、成分規格が、ブタナールについては規格基準を改正し、使用基準及び成分規格が設定された。

次亜塩素酸水（使用後、最終食品の完成前に除去される場合、安全性に懸念がないと考えられると評価されたもの)については、規格基準を改正し、成分規格が設定された。なお、関係告示に関しては、平成 20 年 5 月頃に策定予定とされている。

2 農薬

食品安全委員会は、農薬の登録申請に伴う食品中の残留基準の設定に当たり、厚生労働省からの意見の求めに応じて、30 品目の農薬の食品健康影響評価を行った。

これらについては、評価の結果、いずれも一日摂取許容量（ADI）が設定された。

〔30 品目〕

- ・メタアルデヒド
- ・フルフェノクスロン
- ・ペノキススラム
- ・ピフェントリン
- ・フェンヘキサミド
- ・スピロメシフェン
- ・クロルフェナピル
- ・シフルメトフェン
- ・ピリプロキシフェン
- ・フルオピコリド
- ・ピラクロニル
- ・フェンブコナゾール
- ・ジメトモルフ
- ・ジノテフラン
- ・イミダクロプリド
- ・ウニコナゾールP
- ・テブコナゾール
- ・トルフェンピラド
- ・アミトラズ
- ・キノキシフェン
- ・ジクロトホス
- ・シニドンエチル

- ・ニトラピリン
- ・フルリドン
- ・クミルロン
- ・シメコナゾール
- ・アメトリン
- ・シアゾファミド
- ・ピリプロキシフェン (清涼飲料水)
- ・クロルピリホス

(施策の概要)

フルフェノクスロン、ペノキススラム、ビフェントリン、スピロメシフェン、シフルメトフェン、ピリプロキシフェン、フルオピコリド、ピラクロニル、フェンブコナゾール、ジメトモルフ、ジノテフラン、ウニコナゾールP、トルフェンピラド、キノキシフェン、ジクロトホス、シニドンエチル、クミルロン及びシメコナゾールについては、規格基準が改正され、食品中の残留基準が設定された。

なお、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、各品目に係る今回の残留基準の設定後の理論最大摂取量（TMD I）の対ADI比は、以下のとおり試算されている。

・フルフェノクスロン	33.4% ~ 77.6%
・ペノキススラム	0.3% ~ 0.6%
・ビフェントリン	25.4% ~ 57.8%
・スピロメシフェン	29.4% ~ 73.4%
・シフルメトフェン	5.0% ~ 13.2%
・ピリプロキシフェン	13.2% ~ 25.2%
・フルオピコリド	0.1% ~ 0.8%
・ピラクロニル	2.9% ~ 7.0%
・フェンブコナゾール	9.6% ~ 27.4%
・ジメトモルフ	7.2% ~ 16.8%
・ジノテフラン	10.3% ~ 23.4%
・ウニコナゾールP	2.1% ~ 4.9%
・トルフェンピラド	32.2% ~ 57.5%
・キノキシフェン	1.0% ~ 2.2%
・ジクロトホス	0.1% ~ 0.5%
・シニドンエチル	1.7% ~ 5.6%
・クミルロン	9.3% ~ 17.0%
・シメコナゾール	21.5% ~ 50.0%

メタアルデヒド、フェンヘキサミド、ニトラピリン及びシアゾファミドについては、薬事・食品衛生審議会から担当大臣に答申され、施策の実施に向け準備中である。

クロルフェナピル、テブコナゾール、アミトラズ及びアメトリンについては、薬事・食品衛生審議会において審議中である。

イミダクロプリド、フルリドン及びクロルピリホスについては残留基準設定に必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定である。

ピリプロキシフェン（清涼飲料水）については、規格基準の設定について検討中であり、規格基準案が作成でき次第、薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定である。

[前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの]

クロルピリホス（清涼飲料水）及びアゾキシストロビン（清涼飲料水）（いずれも一日摂取許容量（ADI）が設定されたもの）については、規格基準の設定について検討中であり、規格基準案が作成でき次第、薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定である。

3 動物用医薬品

食品安全委員会は、動物用医薬品の食品中の残留基準の設定、製造・輸入・販売の承認及び再審査に当たり、厚生労働省及び農林水産省からの意見の求めに応じて、32品目の動物用医薬品の食品健康影響評価を行った。

これらについては、評価結果に基づき、以下の対応が取られている。

① 適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられると評価されたもの

[16品目]

- ・エチプロストントロメタミン
- ・エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤（プロスタベットC）及び豚の注射剤（プロスタベットS）
- ・豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン
- ・豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（ポーシリス ERY、ポーシリス ERY「IV」）
- ・ヒアルロン酸ナトリウム
- ・ヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤（ハイオネート）
- ・トリニューモウイルス感染症生ワクチン
- ・トリニューモウイルス感染症生ワクチン（ネモパック）

- ・マレック病（マレック病ウイルス2型、七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン
- ・マレック病（マレック病ウイルス2型、七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン
（日生研イノボMD 2価・FPワクチン）
- ・豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン
- ・豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（インゲルバックPRRS生ワクチン）
- ・豚オーエスキー病（gI-, tk-）生ワクチン
- ・豚オーエスキー病（gI-, tk-）生ワクチン（ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF 50）
- ・鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン
- ・鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン（ノビリス CAV P4）

（施策の概要）

エチプロストントメタミン及びヒアルロン酸ナトリウムについては、残留基準設定に必要な資料を収集中であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定であり、豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン、トリニューモウイルス感染症生ワクチン、マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン、豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン、豚オーエスキー病（gI-, tk-）生ワクチン及び鶏貧血ウイルス感染症生ワクチンについては、食品中の残留基準を設定しないこととされた。

エチプロストントメタミンを有効成分とする牛の注射剤（プロスタベットC）及び豚の注射剤（プロスタベットS）、豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（ポーシリス ERY、ポーシリス ERY「IV」）、ヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤（ハイオネート）、トリニューモウイルス感染症生ワクチン（ネモバック）、マレック病（マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス）・鶏痘混合生ワクチン（日生研イノボMD 2価・FPワクチン）、豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（インゲルバックPRRS生ワクチン）及び鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン（ノビリス CAV P4）については、再審査を行い、安全性が確認され、豚オーエスキー病（gI-, tk-）生ワクチン（ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50）については、動物性医薬品として製造販売が承認された。

② 評価の結果、一日摂取許容量（ADI）が設定されたもの

〔12品目〕

- ・フロルフェニコール
- ・フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロロコール200注射液）及び豚の注射剤（フロロコール100注射液）
- ・フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）
- ・トルトラズリル
- ・アミトラズ
- ・アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤（アピパール）

- ・マルボフロキサシン
- ・マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）
- ・ジノテフラン
- ・ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（フラッシュベイト、エコスピード）
- ・カナマイシン
- ・パロモマイシン

（施策の概要）

トルトラズリル、マルボフロキサシン及びジノテフランについては、規格基準が改正され食品中の残留基準が設定された。

なお、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、各品目に係る今回の残留基準の設定後の理論最大摂取量（TMDI）の対ADI比は、以下のとおり試算されている。

・トルトラズリル	11.8% ～ 35.9%
・マルボフロキサシン	8.4% ～ 35.0%
・ジノテフラン	10.3% ～ 23.4%

ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤（フラッシュベイト、エコスピード）については、動物用医薬品として製造販売が承認された。

フロルフエニコール、カナマイシン及びパロモマイシンについては、残留基準設定に必要な資料を収集であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定である。

フロルフエニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロロコール200注射液）及び豚の注射剤（フロロコール100注射液）、フロルフエニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロー）並びにアミトラズについては、薬事・食品衛生審議会にて審議中である。なお、フロルフエニコールを有効成分とする牛の注射剤（フロロコール200注射液）及び豚の注射剤（フロロコール100注射液）及びフロルフエニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロー）については、薬剤耐性菌を介した影響について、引き続き食品安全委員会において検討するとされたところであり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定とされている。

アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤（アピバール）並びにマルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）については、薬事・食品衛生審議会から担当大臣に答申され、施策の実施に向け準備中である。なお、マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤（マルボシル2%、同10%）については、薬剤耐性菌を介した影響について、引き続き食品安全委員会において検討するとされたところであり、当該結果

を踏まえて施策を実施する予定とされている。

③ 安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を見直す必要性はないと考えられると評価されたもの

〔2品目〕

- ・チルミコシン
- ・リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤（ミコラル経口液、経口用ミコラル）

（施策の概要）

チルミコシンについては、薬事・食品衛生審議会にて審議中である。

リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤（ミコラル経口液、経口用ミコラル）については、再審査を行い、安全性が確認された。なお、マクロライド系抗生物質としての薬剤耐性菌を介した影響について、引き続き食品安全委員会において検討するとされたところであり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定とされている。

④ 一日摂取許容量（ADI）を設定することは適当でないとして評価されたもの

〔1品目〕

- ・ニトロフラン類（ニトロフラゾン、ニトロフラントイン、フラゾリドン及びフラルタドンをいう）

（施策の概要）

ニトロフラン類（ニトロフラゾン、ニトロフラントイン、フラゾリドン及びフラルタドンをいう）については、規格基準を改正し、食品において「不検出」とされる農薬等の成分である「ニトロフラン類」を「ニトロフラゾン、ニトロフラントイン、フラゾリドン及びフラルタドン」を、「ニトロフラン類試験法」を「ニトロフラゾン試験法並びにニトロフラントイン、フラゾリドン及びフラルタドン試験法」に、ニトロフラゾン試験法の分析対象である「SEM」を「ニトロフラゾン」に改めた。

⑤ 一日摂取量を30 μg/ヒト未満であれば、ヒトに重大な危険は及ばないと判断するとして評価を変更する必要はないとされたもの

〔1品目〕

- ・ベンジルペニシリン

（施策の概要）

ベンジルペニシリンについては、残留基準設定に必要な資料を収集であり、入手次第、薬事・食品衛生審議会にて残留基準設定に係る審議を行う予定である。

[前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの]

フルニキシシ（フルニキシシメグルミン）、セフチオフル、メロキシカム、ドラメクチン、塩酸ジフロキサシシ（いずれも一日摂取許容量（AD I）が設定されたもの）については、規格基準が改正され食品中の残留基準が設定された。

なお、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、各品目に係る今回の残留基準の設定後の理論最大摂取量（TMD I）の対AD I比は、以下のとおり試算されている。

・フルニキシシ （フルニキシシメグルミン）	2.6% ~ 8.7%
・セオチオフル	5.0% ~ 11.5%
・メロキシカム	10.8% ~ 46.0%
・ドラメクチン	19.6% ~ 51.9%
・塩酸ジフロキサシシ	1.03% ~ 2.37%

メロキシカムを有効成分とする牛の注射剤（メタカム2%注射液）及びエトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤及びエトキサゾール（原液）（いずれも一日摂取許容量（AD I）が設定されたもの）については、薬事・食品衛生審議会から担当大臣に答申され、施策の実施に向け準備中である。

エトキサゾール（一日摂取許容量（AD I）が設定されたもの）については、農薬としても使用され、農薬としての残留基準設定に係る食品健康影響評価を受けていることから、当該評価結果後に薬事・食品衛生審議会において残留基準設定に係る審議を行う予定である。

エンロフロキサシシを有効成分とする製造用原体（バイトリル原体）、鶏の飲水添加剤（バイトリル10%液）、牛の強制経口投与剤（バイトリル2.5%HV液）並びに牛及び豚の注射剤（バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液）、オフロキサシシを有効成分とする鶏の飲水添加剤（オキササルジン液）及び塩酸ジフロキサシシを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシシ）及び豚の飲水添加剤（ベテキノシシ可溶散25%）（いずれも一日摂取許容量（AD I）が設定されたもの）については、薬事・食品衛生審議会にて審議中である。なお、薬剤耐性菌を介した影響については、引き続き食品安全委員会において検討するとされたところであり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定とされている。

チルミコシシを有効成分とする製剤原体（チルミコシシ）、牛の注射剤（ミコチル300注射剤）及びリン酸チルミコシシを有効成分とする製造用原体（リン酸チルミコシシ20%（原薬））及び豚の飼料添加剤（動物用プルモチルプレミックス-20、同-50、同-100）（いずれも安全性に係る新たな知見の報告は認められないと評価されたもの）については、薬事・食品衛生審議会にて審議中である。なお、マクロライド系抗生物質としての、薬剤耐性菌を介した影響については、引き続き食品安全委員会において検討するとされたところであり、当該結果を踏ま

えて施策を実施する予定とされている。

アボパルシン（食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められたもの）については、食品中の残留基準を設定しないこととされた。

セオチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤（エクセネル注）（安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられ、一日摂取許容量（ADI）を見直す必要性はないと考えられると評価されたもの）については、薬事・食品衛生審議会で審議中である。なお、薬剤耐性菌を介した影響については、引き続き食品安全委員会において検討するとされたところであり、当該結果を踏まえて施策を実施する予定とされている。

4 化学物質・汚染物質

[前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの]

水道により供給される水の水質基準の設定（塩素酸）（耐容一日摂取量を設定されたもの）については、水質基準に、「塩素酸」が追加され、基準値を「0.6mg/l以下であること」とし、所要の改正を行った。また、塩素酸の主たる汚染源である次亜塩素酸ナトリウムは、浄水処理に直接使用されることを考慮し、TDIに占める飲料水の寄与率を80%とし、体重50kgのヒトが1日2L飲むと仮定して、水質管理基準を0.6mg/l以下と算定された。

四塩化炭素（清涼飲料水）、1,4-ジオキサン（清涼飲料水）、1,1-ジクロロエチレン（清涼飲料水）、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレン（清涼飲料水）、塩素酸（清涼飲料水）、ジクロロアセトニトリル（清涼飲料水）、抱水クロラール（清涼飲料水）及び塩素（残留塩素）（清涼飲料水）（いずれも耐容一日摂取量を設定されたもの）については、規格基準案が作成でき次第、薬事・食品衛生審議会にて規格基準設定に係る審議を行う予定である。

5 器具・容器包装

[前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの]

乳及び乳製品の容器包装の規格基準改正（ポリエチレンテレフタレート追加）（適切な条件下で管理される限りにおいて、十分な安全性を確保していると評価されたもの）については、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部が改正され、①牛乳等の販売用の容器包装に用いることができる合成樹脂にポリエチレンテレフタレートが追加されるとともに②容器包装又はこれらの原材料の規格及び製造方法の基準が改正された。

ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装（考慮すべき物質ラク

チドについて一日摂取許容量（ADI）が設定されたもの）については、合成樹脂製の器具又は容器包装の規格基準にポリ乳酸を主成分とする合成樹脂の規格基準が追加された。また、リスク評価結果を踏まえ、乳酸の溶出限度値として総乳酸量が設定され、D-乳酸の含有率等による分解性の変化については、製造基準が設定された。

【新食品等評価グループ】

1 遺伝子組換え食品等

食品安全委員会は、遺伝子組換え食品等の安全性審査を行うに当たり、厚生労働省及び農林水産省からの意見の求めに応じて、13品目の食品健康影響評価を行った。これらについては、評価結果に基づき、以下の対応が取られている。

〈遺伝子組換え食品〉

① ヒトの健康を損なうおそれがないものと判断したと評価されたもの 〔8品目〕

- ・コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統
- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統
- ・除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種
- ・コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種

（施策の概要）

コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統、除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除

草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種及びチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種については、食品健康影響評価の結果を踏まえ、安全性審査を経た旨の公表がなされた。

② 評価対象ではないと判断されたもの

〔1 品目〕

- ・プロテアーゼ

（施策の概要）

プロテアーゼについては、組換えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなすとされた。

〈遺伝子組換え飼料〉

③ 安全性上の問題はないと判断されたもの

〔4 品目〕

- ・高リシントウモロコシ LY038 系統
- ・コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604
- ・チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統
- ・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統

（施策の概要）

高リシントウモロコシ LY038 系統、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統及びチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統については、安全性に関する確認を行い公表された。

2 新開発食品

〈特定保健用食品〉

食品安全委員会は、特定保健用食品の表示許可申請に伴い、厚生労働省からの意見の求めに応じて、2 品目の安全性審査に係る食品健康影響評価を行い、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断したと評価した。

これらについては、評価結果に基づき、以下の対応が取られている。

〔2品目〕

- ・毎日コツコツふりかけ
- ・おなか納豆

(施策の概要)

毎日コツコツふりかけ及びおなか納豆については、食品健康影響評価の結果などに基づき特定保健用食品として許可された。なお、毎日コツコツふりかけにおける評価結果で示した「医師の治療を受けている人は、医師の相談すること」との注意喚起表示を行う必要があると考えるとされたことについては、注意事項として「医師の治療を受けている人は、医師に相談してください。」及び「本品には1袋あたり食塩0.5g相当の食塩が含まれています。食塩の過剰摂取につながる可能性がありますので、1日あたりの摂取目安量をお守りください」と表示することとされた。

〔前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの〕

ガイオ タガトース（適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断したと評価されたもの）については、有効性の審査に関する資料を整理中である。

自然のちから サンバナバ、リメイク コレステブロック 粒及びプリトロール（いずれも、適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断したと評価されたもの）については、申請者より申請取り下げ願いが提出された。

オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン（閉経前女性、閉経後女性及び男性が日常の食生活に加えて、本食品をその摂取目安量の範囲で適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断し、また、妊婦、胎児、乳幼児及び小児が、日常の食生活における大豆イソフラボンの摂取に加え、本食品を摂取することについて、安全性の観点から推奨できないと判断したと評価されたもの）並びに**ヒアロモイスターS**（適切に摂取される限りにおいては、安全性に問題はないと判断したと評価されたもの）については、薬事・食品衛生審議会において審議中である。

3 肥料・飼料等

〔前回の調査時点で、具体的な管理施策が講じられていなかったもの〕

アボパルシン（評価の必要はないとされたもの）については、食品規格（残留基準）を設定しないとされ、平成20年4月26日から適用される。

グルコン酸カルシウム、ニギ酸カリウム及びギ酸カルシウム（食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられると評価されたもの）

についてはパブリックコメントを終了し、飼料添加物としての指定、規格基準の設定等に向け準備中である。